

ちはら台南5丁目自治会規則施行細則

(自治会費、集金等)

第1条 ① ちはら台南5丁目自治会(以下「自治会」という。)の自治会費は年額5,000円とする。

② 会費は会計年度毎に4月に集金を行う。

③ 新たな会員の会費は別表1のとおりとし、入会月から年度末までの分を集金する。

④ 退会者に会費の前納金があるときには、班長は、副会長または会計理事に報告し、別表2に基づき速やかに前納金の返還手続きを行う。

⑤ 班長は、集金した会費を速やかにまとめて所属ブロックの副会長に納付する。

副会長は、集金した会費を速やかに班別にまとめて会計理事に納付する。

(役員及び班長の任務と活動費)

第2条 ① 役員は、自治会規則第12条の規定に定めるもののほか、以下の任務を行うものとし、活動計画及び活動結果を役員会に報告するものとする。役員会における議事録については、参加者が輪番制にて作成する。

一 会長

ア 自治会活動に係る各種申請手続き

イ ちはら台地区自治会連合会の定例会長会への出席

ウ 副会長へ回覧資料の配布

エ 自治会員名簿の管理

二 副会長

ア 担当ブロックの総括

イ 班長へ回覧資料の配布

ウ 班員、班長からの意見・要望収集と役員会への上申

三 防犯防災担当理事

ア 年間実施計画の立案及び全会員への周知

イ 毎月の町内防犯パトロールの案内、実施、取りまとめ

ウ 防災資機材の管理

エ 防災のしおりの更新

四 清掃環境担当理事

ア 年間実施計画の立案及び全会員への周知

イ 毎月の清水谷公園清掃の案内、実施、取りまとめ

ウ 清掃用具の管理

エ 市への清掃関係書類の作成・提出

五 行事担当理事

行事担当理事は以下の行事毎に置き、その取りまとめを行うものとする。

ア 春のあいさつ運動

イ ちはら台市民夏祭り

ウ 南5フェア

エ ちはら台市民体育祭

オ 秋のあいさつ運動

カ トンエコマラソン

六 広報担当理事

ア 自治会ホームページの更新

イ 回覧資料の作成

② 各役員及び班長の活動費は、別表3のとおりとする。

(旅費及び交通費)

第3条 自治会の用務のため必要とする旅費及び交通費については、経済的な通常の経路及び方法により旅行したときの旅費により算定したものを実費として支払う。

(弔慰金)

第4条① 世帯の代表として自治会員名簿に記載された会員が死亡したときは、5,000円、その他の会員が死亡したときは、3,000円を弔慰金として会員の家族又は会員に支払う。

② 弔慰金の申請を行う者は弔慰金申請書(様式3)を提出する。

(班の構成)

第5条① 班は、原則として近接する世帯の会員で構成する。

② 副会長は必要に応じ、役員会に分班及び合班の検討を申し出ることが出来る。

(分担金)

第6条 第1条第1項で定める自治会費には、次に掲げる団体の経費に対する分担金を含める。

一 ちはら台地区自治会連合会(以下「連合会」という。)の活動に必要な経費(次号の経費を除く。) 1,000円

二 連合会の夏祭りの実施に必要な経費 500円

三 市原市社会福祉協議会ちはら台支部の分担金 200円

四 市原市ちはら台地区社会体育振興会 100円

(経費)

第7条 ① 事業、活動等に必要な経費については、前条各号に掲げるものを

含め収支予算で定める。

- ② 事業、活動等を実施する上で必要があるときは、自治会規則第22条の規定に定めるもののほか、役員会の議を経て、予備費の使用、予算の流用をすることができる。

(役員を選出及び役職の免除について)

第8条 ① 各ブロックの役員候補者の選出にあつては、次期班長候補者の他に、最後に役員・班長等の職務を終えてからの年月が長い者、役員・班長等の職務について未経験の者等から優先して立候補者を募り、推薦を行うものとする。

- ② やむを得ない事情のある自治会会員は、役員・班長の役を免除することが出来る。

- ③ 各ブロックは、他のブロックに役員・班長候補者がいない場合には、新たに役員・班長候補者を選出し、互いに補い合うよう努める。

(入退会の手続きについて)

第9条 ①自治会へ入会する者は、入会申込書(様式1)を自治会費と併せて役員または班長へ提出する。

- ② 自治会を退会する者は、退会届(様式2)を役員または班長へ提出する。

附 則

この施行細則は平成30年3月18日より施行する

この施行細則は令和2年3月21日より施行する

この施行細則は令和6年3月17日より施行する

別表 1 (第 1 条③関係)

入会月	会費
4 月	5,000 円
5 月	4,590 円
6 月	4,170 円
7 月	3,750 円
8 月	3,340 円
9 月	2,920 円
10 月	2,500 円
11 月	2,090 円
12 月	1,670 円
1 月	1,250 円
2 月	840 円
3 月	420 円

別表 2 (第 1 条④関係)

退会月	返還額
4 月	4,590 円
5 月	4,170 円
6 月	3,750 円
7 月	3,340 円
8 月	2,920 円
9 月	2,500 円
10 月	2,090 円
11 月	1,670 円
12 月	1,250 円
1 月	840 円
2 月	420 円
3 月	0 円

別表 3 (第 2 条関係)

役職	活動費 (月額)
会長	3,000 円
副会長	1,000 円
会計理事	2,000 円
監事	1,000 円
顧問	500 円
防犯担当理事	1,000 円
清掃担当理事	1,000 円
行事担当理事※	3,000 円/行事
広報担当理事	1,000 円
班長	500 円

※行事担当理事の活動費は、行事毎に支払うものとする。